

平成16・11・12中第1号  
公取企第109号  
平成16年11月29日

親事業者代表取締役 殿

経済産業大臣  
公正取引委員会委員長

### 下請取引の適正化について

最近の我が国経済は、景気回復が続いているものの、中小企業の業況は、業種、地域によりばらつきが見られ、全般的には、持ち直し基調の中、足踏みが見られる状況となっております。

このような環境の下、下請事業者は、依然として厳しい金融情勢の中で、経済活動のグローバル化の進展等の変化への対応が求められている一方、親事業者の事業再構築等を背景とした受注量の減少、対価の見直し等、厳しい対応を迫られているところであります。

政府としては、このような状況を踏まえ、下請事業者が親事業者による優越的地位の濫用等不当なしわ寄せを受けることがないように、下請代金支払遅延等防止法の運用に努めてきたところであります。同法については、平成15年に改正が行われ、ソフトウェア等の情報成果物の作成委託、運送、情報処理、ビルメンテナンス等の役務提供委託及び金型の製造委託がそれぞれ新たに規制対象取引として追加されたところであり、これらの取引を含め、下請代金の支払遅延、下請代金の減額（下請事業者に責任がないのに、あらかじめ定めた下請代金の額を減額する行為）、買ったとき（下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定める行為）、割引困難な手形（長期手形）の交付、不当な経済的利益の提供要請、不当なやり直し等の行為を行った親事業者に対して、下請代金の支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については

減額分を下請事業者に返還させるなど、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用に努めていくこととしております。

さらに、年末においては、金融繁忙期であることから下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されており、下請取引の適正化を一層強力に推進していくことが必要と考えております。

つきましては、貴社におかれましても、このような状況を十分に御認識いただき、下請取引を行う際には、下請事業者への不当なしわ寄せが生ずることのないよう、社を挙げて取り組んでいただきますようお願いいたします。特に別紙の事項については、担当取締役から発注窓口担当者等現場関係者に至るまで周知徹底を図り、担当取締役等の責任者には、これらの指導、監督に当たらせるなど、適切な措置を講じるよう強く要請いたします。